

「避難先アンケート結果に基づく要請書」に対する回答について

令和3年3月15日付け「避難先アンケート結果に基づく要請書」により要請のありました件について、下記のとおり回答します。

記

【要望事項要旨】

- 1 長浜市等の県内避難先マッチングを早急に公表すること。
- 2 大阪府にも要請し、避難先市町と協議して、県外の拠点避難所から先の避難先マッチングを完成させること。安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対を表明すること。
- 3 避難先アンケート結果から、感染症対策を実施した場合に避難所が足りないことは明白。受入れ人数すら把握できていない市もある。この現状を直視し、コロナ禍での避難について、避難元と避難先での具体的な議論を始めること。
- 4 現在の避難所不足等の実情では、住民の安全を守ることはできないため、40年超えの美浜原発3号機の再稼働に反対を表明すること。
- 5 滋賀県にも再稼働の事前了解の権限を認めるよう、改めて関電と国に求めること。

【回答】

- 1 県内避難に係るマッチングにおける具体的な避難所の公表については、避難元・避難先市の意向を確認しながら、必要な対応を取っていく。
- 2 関西広域連合で定めるガイドラインに沿って、県外避難先については各市町村の拠点避難所まで定め、公表している。拠点避難所から先の具体的な避難所については、受入れ各市町村の事情や、災害時の状況等に応じて調整していく。
- 3 感染症流行下での避難所の確保に係る課題については、原子力災害のほか自然災害でも同様であるため、まずは大阪府を通じて、同府内受入れ市町村の状況を確認したい。
- 4 感染症流行下での避難所の確保については、既存の県内避難先施設で可能な限り対応し、万一収容スペースに不足が生じるような場合は、予め指定された県内避難先施設以外の県内の公共施設についても必要に応じて避難所として開設するほか、県の災害協定に基づき、県内のホテル・旅館等の収容可能施設を活用する等の対応を取る。また、県外避難先についても状況を確認し対応することとしており、住民の避難にあたってはさしあたり対応できると考えている。

また、原子力発電所の運転等に関する許認可権限は、本県にはないが、これまでから、原子力発電については、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の「静脈」部分が未整備であること、原子

力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、現状においては再稼働を容認できる環境にないと申し上げており、今回のアンケート結果にかかわらずこの考えに変わりはない。

- 5 本県としても、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、安全対策への関与に差があるべきではないと考えている。

このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き交渉を続ける。

一方、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、国に対し引き続き強く申入れを行っていく。

滋賀県防災危機管理局

原子力防災室 担当：田中

TEL 077-528-3445

FAX 077-528-6037